

令和6年度国保ヘルスアップ支援事業 (医療費適正化促進事業) 業務委託に係る企画提案募集要領

鹿児島県が実施する「令和6年度国保ヘルスアップ支援事業（医療費適正化促進事業）」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

これまでの医療費分析事業によって、各市町村及び各圏域の医療費の現状や特徴、地域間の医療費格差が明らかになったことから、各地域で生じている医療費格差を縮小すべく、医療費が高い要因を多角的な視点から分析し、各地域の実態に応じた、実現性の高い保健事業を明らかにする。また、実施している保健事業のターゲット層や方向性が妥当かを協議・検討し、評価・改善等ができるものを還元する。

また、各地域の実態に応じた保健事業の提案にあたり、各市町村と意見交換しながら、医療費の現状と質的情報(※1)、地域資源等(※2)を踏まえたより実現可能性の高い保健事業について検討する。

※1 質的情報・・・日頃の保健活動における住民や保健医療関係者などの声、地域の状況について課題を感じていることや思いなど、単純な数値化が困難な情報を指す。

※2 地域資源等・・・産業構造、保健医療資源、交通アクセスなど

2 委託業務の概要

別添「仕様書」参照

3 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とする。

4 応募資格

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第1号から第4号の規定に該当しない者
- (3) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

5 委託契約金額の上限

48,510,000円（上限額。消費税含む）

※事業実施に必要なデータの收受に係る費用など、履行までに要するすべての費用を含む。

6 スケジュール ※この企画提案に係る事前説明会は実施しない。

- (1) 質問提出期限 令和6年4月22日(月)17:00(必着)
- (2) 参加申込書提出期限 令和6年4月25日(木)17:00(必着)
- (3) 企画提案書等提出期限 令和6年5月13日(月)17:00(必着)
- (4) 企画提案会 令和6年5月15日(水)

※1者につき、対面又はオンラインのいずれかによる企画提案とし、開催時間等の詳細は、別途、応募者に通知する。

- (5) 契約候補者の決定 令和6年5月中旬～下旬

7 応募方法

(1) 提出書類

① 参加申込書(様式1)

企画提案への応募について、別添「参加申込書」(様式1)により、FAXまたはE-mailで受け付ける。送信後に必ず電話で到達確認を行うこと。

また、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」(様式4)を上記6(3)の期限までにFAXまたはE-mailで提出すること。

② 企画提案書(様式3)

別添「企画提案書」(様式3)に、次の内容を掲載した企画書(様式任意)を添付して提出すること。

ア 企画説明書

本業務の目的や仕様書の内容を考慮した上で、提案理由や期待される効果などを具体的に明記するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

イ 実施体制

ウ 全体スケジュール(当該事業全体にかかるスケジュール)

エ 会社等概要書(現在の事業内容、登記簿の写し及び定款)

③ 参考見積書(任意様式)

別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

④ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿(様式5)

鹿児島県警察本部に照会するため使用する。但し、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は、役員等名簿の提出は不要。

⑤ その他

ア これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。

イ 必要に応じて、追加書類の提出を求める場合がある。

ウ 企画書は、A4・長辺綴じとし、両面印刷も可とする。

エ 提出するすべての書類は2穴パンチをあげ、カバーは付けないこと。

(2) 提案の条件

- ① 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- ② 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- ③ 採用された企画書の使用权は委託者に帰属する。
- ④ 契約候補者の決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。
- ⑤ 企画書の作成、提出及び企画提案に関する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

(3) 提出部数

上記7(1)の②、③及び⑤ 7部

上記7(1)の①及び④ 1部

(4) 提出方法

上記7(1)の① FAX または E-mail

上記7(1)の②～⑤ 持参もしくは郵送

(5) 提出期限

上記7(1)の①のうち様式1については、上記6(2)までに、上記7(1)の①のうち様式4及び②～⑤については、上記6(3)までに提出すること。郵送の場合も、期限までの必着とする。

(6) 提出先

12と同様とする。

8 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

選定委員会を開催し、審査の結果最も内容が優れているとされた企画書を提出した者を契約候補者として決定する。なお、応募が1事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が2者以上あった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対して文書により通知する。

なお、審査内容及び評価結果については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立は認めない。

9 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」(様式2)により、FAX または E-mail で受け付ける(電話による質問は受け付けない)。送信後に必ず電話で到達確認を行うこと。

質問受付期限は上記6(1)のとおり。

質問に対する回答は、質問者に対して、E-mail にて行い、県HPでも公表する。

10 委託契約について

委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消す

とともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議の上、契約する。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記5に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託

事業実施に当たり必要な部分をほかに委託する際は、あらかじめ県の承認を得る必要がある。

ただし、委託金額の2分の1以上の再委託をすること及び委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。

(4) 契約保証金

免除する。

11 その他の留意事項

本事業による成果物の権利(著作権、著作権等)は委託者に帰属するものとする。

12 応募・連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部国民健康保険課 担当：森，前堂

電話：099-286-2679 FAX：099-286-5552

メールアドレス：ko-sidou@pref.kagoshima.lg.jp